

一関市病院事業介護部門高齢者虐待防止指針

1. 虐待対策に対する基本理念

高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護及び尊厳の保持に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

2. 虐待の定義

本指針において高齢者虐待とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置で、養護者以外の同居人による養護を著しく怠ること。又はその他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会

(1) 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらケアを行うことで虐待防止につなげることを目的に、虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(2) 委員会は次の部門に設置し、管理者、介護支援専門員、相談職員、看護職員を標準構成として必要な者をメンバーを選出する。

ア 老健ふじさわ

イ 特別養護老人ホーム光栄荘（ふじさわデイサービスセンターを含む。）

ウ 暮らしのケアサポートセンター（ふじさわ訪問看護ステーション、ふじさわ居宅介護支援事業所、ふじさわ地域包括支援センター）

(3) 虐待対応担当者は、所属長が指名する。

(4) 委員会は年2回以上開催するものとし、虐待事案発生時等、必要な場合は随時に開催する。

(5) 委員会の担当事項は次の通りとする。

- ア 虐待に対する基本理念、行動規範等の職員への周知
- イ 職員の相談・報告の窓口
- ウ 虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- エ 虐待を把握した場合の対応
- オ 虐待の発生原因等の分析と再発防止策

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年2回以上実施する。新規採用・人事異動で配置の職員へは必ず実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合には高齢者虐待に関する相談・通報窓口であるふじさわ地域包括支援センター若しくは一関市東部地域包括支援センターに相談・通報する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、一関市長寿社会課及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 虐待が疑われる場合には、速やかに一関市病院事業管理者、所長及び事務長に報告するとともに、対応した職員が速やかに各事業所の管理者に報告し、各事業所の管理者は、ふじさわ地域包括支援センターに報告する。
- (2) 各事業所内で虐待等に気づいた職員は、各事業所の管理者に報告し、速やかな解決につなげられるように努める。
- (3) 事業所内における高齢者虐待は、外部から発見されにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。
- (5) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (6) 虐待が発生した場合の対応については、「養介護施設従事者等による高齢者虐待事案に係る対応に関する事務処理要領」ならびに「養護者による高齢者虐待対応マニュアル第5版」に沿って対応する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者およびその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報提供し、必要に応じて相談対応を行う。また、必要に応じてふじさわ地域包括支援センターに情報提供し支援を行うことを検討する。

8. 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情については、苦情を受け付けた職員は内容を所属の管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

- (1) 本指針はいつでも閲覧できる様、事務室等に備え付け、一関市病院事業ホームページに公開する。
- (2) 虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも、積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努める。

沿革 令和6年3月29日 制定

沿革 令和7年4月1日 一部改正